

令和6年度

公営住宅申込要領

- ◆公営住宅の申込み資格については、収入基準をはじめ色々な制限があります。
- ◆申込みにあたっては、この申込要領をよく読んでお申込みください。
- ◆公営住宅の入居決定は、住宅の困窮度により決定します。
- ◆公営住宅の申込については、4月1日～19日まで申込み期間を設けて受付し、4月22日～翌年3月末までは随時受付をしています。提出いただいた申込書の有効期限は令和7年3月末までです。

お申込み・お問合せ

清水町役場 建設課 住宅都市係

TEL 0156-62-2113

申 込 み 資 格

公営住宅は、公営住宅法に基づいて住宅に困窮されている低所得者のために国から補助を受けて建設したものです。したがって、公営住宅に申込みできる方は住宅に困窮している次のような事情のある方です。

1. 入居する家族全員の収入の合計額が、国で定められている収入基準の範囲以内であること。次ページの計算により、月収が15万8千円(裁量階層は21万4千円)以下であること。詳細についてはお問合せください。
2. 入居者及び同居者が暴力団員でないこと。
3. 現に同居または同居しようとしている親族(婚約者・内縁関係者含む)がいること。単身者については、3DK以下の間取りの住宅のみ入居を認めております。

3DK 以下の間取りの住宅

清水地区(清和団地の一部、宮の森団地、東団地、清樺団地の一部、北星団地の一部、日の出団地の一部、新日の出団地の一部、わかば団地の一部)

御影地区(鉄南団地の一部)

4. 現に住宅に困窮していることが明らかな方。(原則、持ち家がある方は申込不可)
5. 市町村税を滞納していないこと。
6. 外国人の方は、外国人登録済みであること。
7. 次のいずれかに当てはまる方は特例があります。(裁量階層)
 - ・身体障害者の手帳(1～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)、療育手帳を交付されている方
 - ・令和6年4月1日現在、17歳以下の子どもがいる方
 - ・入居者が60歳以上の方で、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合
 - ・戦傷病者として認定されている方
 - ・原子爆弾による被爆者
 - ・引揚者で5年を経過していない方

対象となる収入と計算方法

(月収額の計算方法)

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{A} \\ \text{年間総所得額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{B} \\ \text{控除額} \end{array}} \div 12 = \boxed{\begin{array}{c} \text{月収額} \end{array}}$$

※ 月収額が15万8千円（裁量階層は21万4千円）を超える場合は、公営住宅の申込みはできません。

A. 年間総所得額とは

給与所得控除後の給与の世帯合計金額をいいます。

事業者所得（自営業者）については、総収入金額（総売上金額）から営業に必要な経費を差引いた額をいいます。

B. 控除額とは

公営住宅法で、同居親族の人数や、寡婦・寡夫、障害者等の控除対象とその額が定められています。

(参考 ※一部)

- | | |
|----------------------|-----------|
| ①同居親族（申込者以外の方） | 38万円 × 人数 |
| ②障害者 | 27万円 × 人数 |
| ③ひとり親 | 35万円 × 人数 |
| ④寡婦（③に該当せず一定要件を満たす方） | 27万円 × 人数 |
| ⑤老人（本人以外70歳以上） | 10万円 × 人数 |

(計算例)

ア. 所得控除後年収140万円の世帯主、所得控除後年収96万円の妻、子供一人、父（75歳）の家族の月収額は…

$$A (140万 + 96万) - B (38万 \times 3人 + 10万) \div 12 = 11万円$$

イ. 所得控除後年収250万円の世帯主（ひとり親）、子供2人の家族の月収

$$A (250万) - B (38万 \times 2人 + 35万) \div 12 = 12万円$$

申込みに必要な書類

1. 清水町営住宅入居申込書（別紙1）

必要事項を記入してください。（記入例参照）

※ 清水町内に在住する保証人1名が必要です。ただし、親族（申込者、配偶者ともに三親等以内）である町外在住者を保証人とすることもできます。

2. 暴力団員であるか警察署へ意見を聴くことの同意書（別紙2）

3. 住宅困窮度判定基準表（別紙3）

該当箇所には○を付け、その内容を証明する書類を添付してください。

（立ち退き要求書、職場の住所を証明するもの、家賃証明等）

4. 入居予定者全員の住民票（外国人の方は市町村で発行の外国人登録済み証明書）

5. 収入を証明するもの（収入のある方全員の分が必要です）

①給与所得の方

ア. 前年1月1日以前から引き続き同じ職場に勤めている方
前年分の源泉徴収票または市町村長が発行する所得証明書

イ. 上記以外の方

職場から給与所得見込証明書（別紙4）を受けてください。

②事業所得（自営業）の方

確定申告書の写し、または市町村長が発行する所得証明書（6月以降）

③公的年金を受けている方

年金・恩給・障害者年金等の前年分の振込み通知書を持参してください。

④すでに退職された方及び失業状態にある方

退職証明書、失業状態が確認できる書類（雇用保険受給資格者証、離職票）

⑤生活保護を受給している方

生活保護受給証明書を持参してください。

6. 市町村税を滞納していない証明書（就学者を除く世帯員全員）

①市町村長が発行する町税完納証明書

②非課税の方は市町村長が発行する非課税証明書

③前年1月1日現在で清水町に在住していない方は、以前在住していた市町村で発行する納税証明書

7. その他必要な書類

①心身に障がいのある方

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は持参してください。

②学生の方（高校生以下の方は不要）

通学先の学校が発行する在学証明書

③その他

同居する方が婚約者である場合、婚約証明書（別紙5）と婚約者の収入の有無を証明する書類（婚約者が退職する場合は退職証明が必要です。）

申し込みについてのご注意

1. 申込書、その他の提出書類に虚偽のあることが判明した場合は、申込書等によるすべての資格を取り消します。
2. 家族を不自然に分割しての申込みはできません。
3. 申請書に記入されていない方は入居できません。
 - ※ ただし、申込み後に出生した子は除きます。
 - ※ 入居するときに同居親族が変更となる場合は、入居を取り消す場合があります。
4. 自家所有者は、次に該当する場合に限り申込みことができます。
 - ①自家が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、公営住宅入居後2ヶ月以内に取壊しを証明する登記簿謄本を提出できる場合
 - ②差し押さえ等、正当な自由による立退要求等により、自家所有できなくなる場合
5. 現在公営住宅に入居している方は、次に該当する場合に限り申込みことができます。
 - ①入居時から著しく家族の人数が増減した場合。
 - ②現在入居している住宅の老朽化が著しく、役場で修繕不能と判断した場合。
 - ③通院のため医療機関の近隣の町営住宅に入居を希望する場合。
 - ④介護又は看護のため、入居者又は同居者の親、祖父母、子、孫の居住地により近い町営住宅に入居を希望するとき。
 - ⑤既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等により、日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったとき。(医師の診断書など、公的機関の証明が得られる者に限る)
 - ⑥65歳以上の入居者及び同居者のみで構成される世帯の2親等以内の親族の居住地により近い町営住宅に入居を希望するとき。(2親等以内の親族の住民票が必要)ただし、過去にこの規定で入居した者は入居申込みできません。
6. 結婚予定で申し込みをされる方について
申込日の3ヶ月以内に同居または入籍していただかなければなりません。

入居の決定及び入居後における注意

1. **入居の決定については、電話でご連絡いたします。**
(なお、住所・電話番号が変わった場合は、必ず連絡願います。)
2. **借受証を提出する日時を事前に連絡願います。連絡がない時は対応できない場合があります。**
3. **鍵の受渡しは借受証の提出後になります。**
4. **入居について**
契約の日から14日以内に入居していただきます。(住民票の異動をしていただきます。)
5. **連帯保証人について**
連帯保証人は清水町内に在住する方で、入居者と所得が同等以上の方1名が必要です。ただし、親族(申込み者本人、配偶者ともに三親等以内)である町外在住者を保証人とすることもできます。
入居契約の日から14日以内に借受書とその他必要書類を提出していただきます。必要書類として、保証人の印鑑証明書、町税の完納証明書を提出していただきます。
6. **ペットの飼育について**
ペットの飼育により他の入居者の方への迷惑や苦情があった場合は、飼い主の責任によりペットを処分していただくこととなります。近隣とのトラブルを避けるためにもペットの飼育はご遠慮ください。
7. **公営住宅使用料(家賃)について**
公営住宅の使用料(家賃)は毎月末日までの支払いとなっております。3ヶ月以上滞納した場合は、明渡しの対象となりますのでご承知願います。
8. **町内会(自治会)活動へのご協力をお願い**
明るく住みよい団地生活を送るため、入居者の皆さんが相互に協力していただかなければならないことがたくさんあります。そのため入居者の皆さんで町内会(自治会)が組織されておりますので、加入と活動への参加協力をお願いいたします。
9. **退去するときの手続き**
住宅を退去するときは、退去する1週間前までに役場建設課 住宅都市係へ退去届を提出し、退去時住宅検査の日程などを打ち合わせしてください。
10. **その他**
その他詳細については、町営住宅入居者のしおりをお読みください。